

マージン率等に係る情報提供について

マージン率等に係る情報提供

株式会社ブライズ

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

対象：平成4年8月～令和5年7月

記

■株式会社ブライズ

許可番号：派14-301142

住所：〒221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町5-1 横浜クリエーションスクエア 12階

令和5年6月1日付け派遣労働者数	168人	
派遣先事業所数（実数）	298件	
①労働者派遣に関する料金の平均額	16,800円	※1日当たりの料金額（8時間労働として計算）
②派遣社員の賃金の平均額	11,400円	※1日当たりの賃金額（8時間労働として計算）
マージン率（①-②）÷①	32.1%	

●派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 営業推進グループ TEL045-450-2577

●教育訓練に関する事項

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
派遣前現場訓練	未経験者の新規採用者	OJT	弊社	無償	有給	6時間
マナー研修	未経験者の新規採用者および希望者	OFF-JT	弊社	無償	無給（交通費支給）	7時間

●派遣労働者の待遇の確保にあたる、労使協定締結の有無：有

有効期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日

当該協定の対象となる派遣労働者：受付・案内関係業務（令第4条第1項第12号）に従事する者

●その他派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

- ・希望者へ無料パーソナリティ診断の実施、キャリアコンサルティングの実施
- ・派遣スタッフ→契約社員・正社員への登用制度

【マージン率の内訳について】

一番多くを占めるのがスタッフの給与で料金総額の約66%です。

スタッフの有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、

会社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じる為、その引当分としての費用が含まれています。

その他、会社営業担当者やコーディネーター人件費、オフィス賃借料、募集費、教育訓練費等の諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り約1%程度が会社の営業利益となります。

マージン率等に係る情報提供について

マージン率等に係る情報提供

株式会社プライズ 東京支社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

対象：平成4年8月～令和5年7月

記

■株式会社プライズ 東京支社

許可番号：派14-301142

住所：〒104-0045 東京都中央区築地2-7-12 15山京ビル 603号室

令和5年6月1日付け派遣労働者数	6人
派遣先事業所数（実数）	8件
①労働者派遣に関する料金の平均額	16,800円
②派遣社員の賃金の平均額	12,000円
マージン率 (①-②) ÷ ①	28.6%

※1日当たりの料金額（8時間労働として計算）

※1日当たりの賃金額（8時間労働として計算）

●派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 コンシェルジュ事業部 TEL03-3541-5311

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
基礎導入研修	新規採用者	OFF-JT/OJT	派遣先	無償	有給	7時間

【マージン率の内訳について】

一番多くを占めるのがスタッフの給与で料金総額の約70%です。

スタッフの有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、

会社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じる為、その引当分としての費用が含まれています。

その他、会社営業担当者やコーディネーター人件費、オフィス賃借料、募集費、教育訓練費等の諸経費がかかることから、

これらすべてを差し引いた残り約1%程度が会社の営業利益となります。